

# 軽度者レンタルについて

軽度者であっても、医師の医学的所見に基づきその状態像が判断され、  
利用が想定される対象外種目について

# 指定福祉用具貸与に係る原則

原則として、要支援1または要支援2、要介護1の方（軽度者）は、その状態像から見て、下記の福祉用具は利用が想定しにくく、算定対象となっておりません。

車いす	車いす付属品
特殊寝台	特殊寝台付属品
床ずれ防止用具	体位変換器
認知症老人徘徊感知機器	移動用リフト（つり具の部分を除く）
<b>自動排泄処理装置</b>	
※自動排泄処理装置は、要介護2及び要介護3の者に対しては、原則として算定できない	

# 本資料について

不足事項が散見される『医師の医学的な所見』に関する内容の理解を手助けするもの。

- 軽度者であっても「利用者等告示第三十一号のイ」で定める状態像に該当する者は、対象外品目の福祉用具貸与費の算定が可能である。
- その判断の一つとして、医師の医学的な所見に基づき判断され、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要であること旨が判断され、市町村が確認することにより、その要否を判断することができる。

福祉用具が特に必要である旨の判断

医師の医学的所見  
による判断



適切な  
ケアマネジメント



市町村が確認  
し要否を判断



必要と判断した  
場合

適切な給付

# 医師の医学的な所見に基づく判断とは？

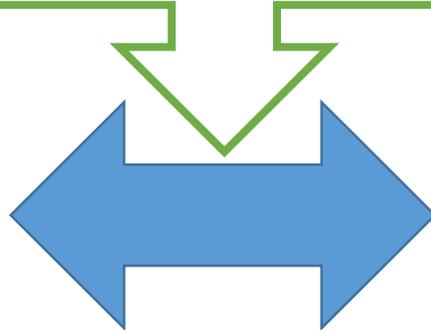
- 『認定調査時点での様子』と『実際の生活での様子』が異なる場合等が想定される。その“**差**”について、医学的所見が根拠としてあるものは、福祉用具貸与が認められている。

例



認定調査結果では、規定距離を歩くことができた。

医師の医学的所見に基づいての判断の有無で福祉用具貸与の妥当性・必要性が一部認められる。



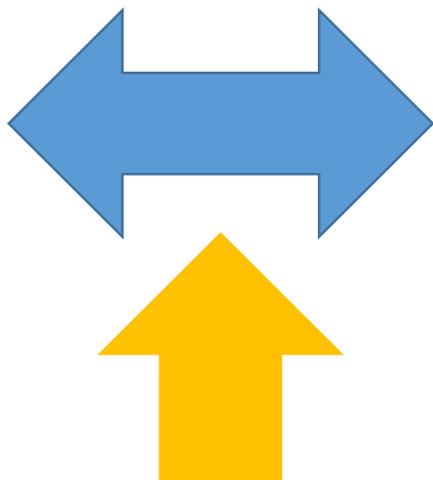
実生活では歩くことが困難な場面がある。

# 医師の医学的な所見に基づく判断とは？

例



認定調査結果では、規定距離を歩くことができた。



実生活では歩くことが困難な場面がある。

【例示】 認定調査時点では、規定距離を歩く能力が確認されたが、、、

1. パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象により、日によって又は時間帯によって、**頻繁に日常的に歩行が困難**とのことが医師の医学的所見で判断されている。
2. がん末期の急速な状態悪化により、**短期間のうちに確実に日常的に歩行が困難**となることが医師の医学的所見で判断されている。
3. 心疾患による心不全があり、歩くことで息切れや呼吸困難を引き起こすため、**重篤化の回避の観点から日常的に歩行が困難**であると医師の医学的所見で判断されている。

# 医師の医学的な所見により判断する場合の要件

**下記3点のいずれかの要件に該当する必要性がある。**

1. 疾患その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者等告示第三十一号のイに該当する者
2. 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第三十一号のイに該当することが確実に見込まれる者
3. 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第三十一号のイに該当すると判断できる者

# 医師の医学的な所見により判断する場合の 『利用者等告示第三十一号のイ』について

対象外種目	厚生労働大臣が定める者 → 利用者等告示第三十一のイ
車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 1. 日常的に歩行が困難な者 2. 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者 ※
特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 1. 日常的に起き上がりが困難な者 2. 日常的に寝返りが困難な者
床連れ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難なもの
認知症老人徘徊感知器	次のいずれにも該当する者 1. 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障がある者 2. 移動において全介助を必要としない者
移動用リフト (つり具の部分を除く)	次のいずれかに該当する者 1. 日常的に立ち上がりが困難な者 2. 移乗が一部介助又は全介助を必要とする者 3. 生活環境において段差の解消が必要と認められる者 ※
自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 1. 排便が全介助を必要とするもの 2. 移乗が全介助を必要とするもの

※については、医師の医学的な所見に限らず、主治の医師から得た情報でも差支えない

# よくある相談内容

★医師から意図した意見がもらえず、困っている。  
医師への問い合わせ内容を確認すると、、、

例



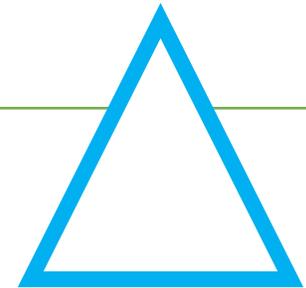
介護支援専門員等

特殊寝台の必要性について、  
ご意見を聞かせてください。



医師

特殊寝台が必要と思われます。



“特殊寝台が必要”との医師からの情報は把握できるが、医師の医学的所見に基づいて厚生労働大臣が定める状態にあることが把握できない。  
軽度者が“特殊寝台”を“指定福祉用具貸与”として利用可能な要件を満たしていることが確認できない。

# よくある相談内容への対応の例示

★上手に、医師から医学的所見について意見を伺っていると感じる事例

例



介護支援専門員等

先生から、がんの末期で予後も数カ月と伺っています。現在は、身の回りのことは自立していますが、動く際の怠さや大変さについて発言が聞かれるようになってきています。**今後、状態が急激に悪化し、寝返り・起き上がりが困難となる可能性が高いのではと思いますが、先生のご意見はいかがでしょうか。**また、寝返り・起き上がりの問題に対応すべく、現時点から特殊寝台の利用を検討していますが、先生のご意見はいかがでしょうか。



医師

今後、**状態が急速に悪化し、そうした動作は困難**となることは予測されます。特殊寝台の利用もよいかと思えます。

問い合わせの流れを踏まえると、“そうした動作”とは“**寝返り・起き上がり**”と解釈が可能

日常的な医療機関との連携を前提として、利用者の生活に様子に関するアセスメントを踏まえて、具体的な内容を伺うことも一方かと思われる。

# ポイント

- 軽度者であっても、その方の状態像に応じて利用が想定される対象外種目については、福祉用具貸与費の算定が可能。
- 状態像について、医師の医学的な所見により判断する場合には、要件が定められている。
- 医師に医学的な所見については、福祉用具貸与の“製品”の必要性ではなく、その製品を必要とする医学的な所見に基づいた“利用者の状態像”である。